

## 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一七一三七

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員

会」及び「社会福祉法人桜楓会」を削り、「全国知事会」を

「全国知事会  
全国都道府県議会議

長会」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。